

II 経営力向上のための支援策

1. 各種経営相談

◆創業・経営の窓口相談

経営、市場開拓、会計・経理、IT、知的財産、ロボット、カスタマーハラスメントなど経営上のお悩み、お困りごとに専門家がお応えします。また法律に関する経営上のトラブルなどのご相談は弁護士が、金融に関するご相談は金融機関OBなどの専門の相談員が対応いたします。(相談無料、事前予約制)

相談内容	相談員	開設場所
経営全般 市場開拓 会計・経理 IT 知的財産等	中小企業診断士 税理士 弁理士等	(公財)名古屋産業振興公社 名古屋市新事業支援センター
法律	弁護士	名古屋市経済局中小企業振興課
金融	金融機関OB等	

【お問合せ先】

(公財)名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター

電話:735-0808 FAX:735-2065

ホームページ:<https://www.nipc.or.jp/new-biz/consult/>

経済局産業労働部中小企業振興課(経営支援担当)

電話:735-2100 FAX:735-2104



◆専門家派遣事業

中小企業診断士などの専門家が企業に直接お伺いして、工場や店舗などの現場を見ながら、具体的な経営改善策についてアドバイスを行います。(相談無料)

名称	対象	内容
専門家派遣事業	名古屋市内の 中小企業	個別の経営上のお悩みに対し、最も適した専門家(中小企業診断士等)を選んでみなさまの事業所へ派遣します。店舗をお持ちの方や工場の作業改善など現場でのアドバイスが必要な相談にお勧めです。(派遣回数は原則2回まで)
航空宇宙産業 専門家派遣事業	県内・市内に拠点を置き、航空宇宙産業に進出、または、今後進出を予定している企業	航空宇宙分野において、競争力強化、販路開拓、経営改善等に取り組む企業に対し、(公財)あいち産業振興機構と連携し、専門家を派遣します。

【お問合せ先】

(公財) 名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター

電話:735-0808 FAX:735-2065

ホームページ:<https://www.nipc.or.jp/new-biz/diagnosis/>



◆BCPに関する相談

名古屋市新事業支援センターでは、中小企業のBCP策定に関するご相談に応じています。専門家派遣事業の制度を利用して、BCPの専門家が企業を訪問し、策定を支援します。(相談無料、派遣回数は4回まで)

*BCP(事業継続計画)とは:企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

【お問合せ先】

(公財)名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター

電話:735-0808 FAX:735-2065

ホームページ:<https://www.nipc.or.jp/new-biz/diagnosis/>



◆工業技術に関する相談

名古屋市工業研究所では、さまざまな技術課題について、専門の職員がご相談にお応えしています。簡単な指導・相談は無料です。詳しくは43ページをご覧ください。

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課

電話:661-3161 FAX:654-6788

ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆デザインに関する相談

商品開発から広告宣伝、ウェブデザインなど、企業活動におけるデザイン活用について、デザインの専門知識を持つ職員がご相談にお応えします。

(相談無料、事前予約制)

また、名古屋圏のクリエイティブ事業者の情報検索サイト「クリエイティブ企業情報プラットフォーム」を設置し、デザイナー等の情報を提供しています。

【お問合せ先】

(公財)名古屋産業振興公社国際デザインセンター

電話:265-2105 FAX:265-2107

ホームページ:<https://www.idcn.jp/projects/consulting/>



◆情報コーナー

経済局産業労働部中小企業振興課（中小企業振興センター）情報コーナーでは、中小企業の経営に関する情報の提供、相談に応じるほか、中小企業の経営に役立つ雑誌、図書などを閲覧に供しています。また企業の合理化や社内研修・自己啓発に役立つ各種ビデオ・DVDの貸出を下記のとおり行っています。

- 貸出本数：1回につき5本まで
- 貸出期間：貸出日の翌日から7日間
- 利用料金：無料
- 利用対象：名古屋市内の中小企業者、市内在住・在勤の方

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（中小企業振興センター）情報コーナー
電話:735-2100 FAX:735-2104

2. セミナー等事業

名古屋市では、市内中小企業を対象に各種セミナー等を開催しています。

◆BCP関連のセミナー

災害時の企業の対応力強化と産業基盤の早急な復旧を図るため事業継続力強化計画の策定のためのセミナーを無料で開催しています。

*事業継続力強化計画とは：中小企業・小規模事業者が災害リスク等を認識し、自社の防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、現在及び将来的に行う災害対策などを記載するもの。

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当） 電話:735-2100 FAX:735-2104

◆分野別セミナー（DX等）

DXセミナーをはじめとした各種セミナーを開催致します。具体的な内容は名古屋市新事業支援センターホームページでお知らせ致します。

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター
電話:735-0808 FAX:735-2065
ホームページ:<https://www.nipc.or.jp/new-biz/>



◆デザインスクールの開催

日々の業務から新事業開発まで、幅広く課題解決に役立つ「デザイン思考」を学び、多様な業種・領域の人材のネットワークを構築する場としてデザインスクールを開催します。

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社国際デザインセンター
電話:265-2105 FAX:265-2107
ホームページ:<https://www.idcn.jp/projects/school/>



◆ものづくり技術人材育成事業

名古屋市工業研究所では、中小企業に従事する技術者の技術水準向上を図るために、各種研修を開催しています。詳しくは46ページをご覧ください。

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課
電話:661-3161 FAX:654-6788
ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



3. 各種融資制度

名古屋市では、中小企業を支援するため、必要な事業資金を円滑に調達することができるように融資制度を設けています。中小企業の方が利用しやすいよう、原則として、長期・低利・固定金利となっています。

◆名古屋市信用保証協会の信用保証付き融資制度

名古屋市信用保証協会の信用保証を付けて、各取扱金融機関から融資を受ける制度です。信用保証料が別途必要となります。なお、融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

【事業者選択型経営者保証非提供制度】

保証付き融資制度を利用する場合、国が定める要件（31ページ※7ア～オ）に全て該当することで、信用保証料を上乗せ（0.25%または0.45%）して経営者保証不要を選択することができます（法令や制度要件により経営者保証を不要とする場合等を除く）。

	融資制度の種類		融資対象者	融資条件				
				融資限度額	資金使途	融資利率 (※1)	融資期間	
小規模企業向けの事業資金	小規模企業等振興資金	通常資金	市内で事業を営む従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下の会社・個人・企業組合・医療法人・NPO法人等	5,000万円	設備・運転	年1.9%	3年以内	
						年2.0%	5年以内	
	小口資金	市内で事業を営む従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下の会社・個人・企業組合・医療法人等で、国の定める小口零細企業保証の利用ができること		2,000万円 ※ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高との合計で、2,000万円以内	設備・運転	年1.7%	3年以内	
						年1.8%	5年以内	
経営の強化を図る前向き資金	経営強化支援資金	大口資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等	1億5,000万円	設備	年1.9%	7年以内	
						年2.1%	5年以内	
						年2.2%	10年以内	
					運転	年1.5%	3年以内	
							年1.6%	5年以内
							年1.7%	7年以内
年1.8%	年1.9%	年2.0%	年2.1%	年2.2%	※2	10年以内		
						1年以内		
						3年以内		
5年以内								
7年以内								

	融資制度の種類	融資対象者	融資条件			
			融資限度額	資金使途	融資利率(※1)	融資期間
経営の強化を図る前向き資金	経営強化支援資金	<p>質上げ環境整備資金【※3】</p> <p>市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、生産性向上等の質上げ環境整備のための設備投資に取り組み、次の①または②のいずれかの質上げを行うこと</p> <p>①融資申込日を含む事業年度末時点又はその翌事業年度末時点の事業場内最低賃金を、決算が確定している直近の事業年度末時点の事業場内最低賃金と比較して30円以上上げる方針について、従業員に対して表明していること</p> <p>②融資申込日を含む事業年度又はその翌事業年度の給与支給総額を、決算が確定している直近の事業年度の給与支給総額と比較して1.5%以上増加させる方針について、従業員等に対して表明していること</p>	2億8,000万円	設備※4	年1.3%	3年以内
					年1.4%	5年以内
					年1.5%	7年以内
					年1.6%	10年以内
					年1.7%	15年以内
経営の安定が必要な時の資金	経営安定資金	<p>経済変動対策資金</p> <p>市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証)第1号から第4号までまたは第6号のいずれかの認定を受けていること</p> <p>市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証)第5号、第7号または第8号のいずれかの認定を受けていること</p>	1億円(令和9年3月31日まで)	設備・運転	年1.7%	3年以内
					年1.8%	5年以内
					年1.9%	7年以内
					年2.0%	10年以内
					年1.8%	3年以内
	環境適応資金	<p>経済対策特別資金</p> <p>市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、最近3か月の月平均売上高または月平均売上高総利益率もしくは月平均売上高営業利益率が、前年同期または2年前同期に比べて3%以上減少していること</p> <p>(米国追加関税措置枠) (※3)</p> <p>市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、米国追加関税措置により直接又は間接の影響を受けており、申込時点における最近1か月間の売上高、売上総利益、営業利益、売上高総利益率、売上高営業利益率のいずれかが、前年から3年前のいずれかの年の同月の売上高等に比べて減少していること又は減少する見込みであること</p> <p>再生支援資金</p> <p>市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業活性化協議会等の支援等を受け、再生計画の策定を完了していること</p>	8,000万円 ※ただし、5号認定を受けている場合は1億円以内(令和9年3月31日まで)	設備・運転	年1.8%	3年以内
					年1.9%	5年以内
					年2.0%	7年以内
					年2.1%	10年以内
					年1.8%	3年以内
年1.9%	5年以内					
年2.0%	7年以内					
年2.1%	10年以内					
年1.8%	3年以内					
年1.9%	5年以内					
年2.0%	7年以内					
年2.1%	10年以内					

	融資制度の種類	融資対象者	融資条件				
			融資限度額	資金使途	融資利率(※1)	融資期間	
経営の安定が必要な時の資金	災害復旧資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受けたこと	2億8,000万円	設備・運転	年1.4%	1年以内	
					年1.7%	3年以内	
			年1.8%		5年以内		
			年1.9%		7年以内		
			年2.0%		10年以内		
		(大規模災害向け) 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること ①中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証)第4号の認定を受けていること ②激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けたこと	2億8,000万円	設備・運転	年1.6%	3年以内	
			年1.7%		5年以内		
			年1.8%		7年以内		
			年1.9%		10年以内		
		事業承継支援資金	市内で事業を営む会社・個人等で、次の①～⑥のいずれかに該当すること ただし、③、④に該当する場合は、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定を受けている中小企業者の代表者及び事業を営んでいない個人を含み、⑤、⑥に該当する場合は、法人のみを対象とする ①事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ②事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ③中小企業経営承継円滑化法第12条第1項(第1項に該当する場合を除く。)に基づく知事の認定を受けていること ④愛知県事業承継ネットワークの構成機関等の支援を受けて、①～③の計画の実行に取り組むこと ⑤保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人、または、一定期間内に事業承継を実施した法人で、次のアからエの条件を全て満たすこと ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと ⑥次のアからウの要件を全て満たす会社(金融商品取引所に上場されている株式または店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)であること ア 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号二の規定による知事の認定を受けていること イ 法人・個人の分離がなされていること ウ 返済緩和している借入金がないこと	2億8,000万円	①～③に該当する場合 設備・運転	年1.8%	3年以内
	年1.9%					5年以内	
	年2.0%					7年以内	
	④～⑥に該当する場合 設備				年2.1%	10年以内	
					④～⑥に該当する場合 設備・運転(⑥は運転のみ)	年1.6%	3年以内
						年1.7%	5年以内
			④～⑤に該当する場合 設備	年1.8%	7年以内		
	フォローアップ資金	①市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関(国の認定を受けた金融機関等の専門家)の支援を受け、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	2億8,000万円	設備・運転(※5)	年1.8%	3年以内	
					年1.9%	5年以内	
					年2.0%	7年以内	
		年2.1%			10年以内		
		②①に該当し、中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証)第5号の認定を受けていること			年1.7%	3年以内	
					年1.8%	5年以内	
	年1.9%		7年以内				
				年2.0%	10年以内		

融資制度の種類	融資対象者	融資条件				
		融資限度額	資金使途	融資利率(※1)	融資期間	
経営の安定が必要な時の資金	経営改善サポート資金【※3】	1億円	設備・運転	年1.7%	3年以内	
				年1.8%	5年以内	
				年1.9%	7年以内	
				年2.0%	10年以内	
				年2.1%	13年以内	
				年2.2%	15年以内	
	協調支援資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、次の①または②のいずれかに該当すること ①取扱金融機関の支援を受け、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと ②取扱金融機関から本資金の実行と原則同時に本資金融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること	2億8,000万円	設備・運転	年1.8%	3年以内
					年1.9%	5年以内
					年2.0%	7年以内
	支援機関連携資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る	2億8,000万円	設備・運転	年1.8%	3年以内
					年1.9%	5年以内
					年2.0%	7年以内
経営者保証非提供促進資金【※3】	通常資金【※6】	8,000万円	設備・運転	年1.8%	3年以内	
				年1.9%	5年以内	
				年2.0%	7年以内	
	市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、国が定める要件(※7ア～オ)に全て該当すること	8,000万円	設備・運転	年2.1%	10年以内	
				年1.7%	3年以内	
				年1.8%	5年以内	
市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、国が定める要件(※7ア～オ)に全て該当し、中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証)第4号の認定を受けていること	8,000万円	設備・運転	年1.9%	7年以内		
			年2.0%	10年以内		
			年1.8%	3年以内		
市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、国が定める要件(※7ア～オ)に全て該当し、中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証)第5号の認定を受けていること	8,000万円	設備・運転	年1.9%	5年以内		
			年2.0%	7年以内		
			年2.1%	10年以内		

融資制度 の種類	融資対象者		融資条件			
			融資限度額	資金 使途	融資利率 (※1)	融資 期間
経営 の安定が 必要な 時の資金	経営 安定 資金	経営者保証非提供促進資金(※3)	2億8,000万円	運転	年1.8%	3年 以内
	特別 資金	市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等 で、金融機関から経営者保証を提供したプロパー 融資を受けており、かつ、国が定める要件(※8ア ～エ)に全て該当すること			年1.9%	5年 以内
					年2.0%	7年 以内
					年2.1%	10年 以内

- ※1 融資利率は令和8年4月1日時点のものです。
利率等は変更になる場合がありますので、申込時に関係機関へご確認ください。
- ※2 SDGs 推進にかかる取組み（「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表含む）を行う（名古屋市信用保証協会の『SDGs 推進保証なごや』をご利用される）方、または名古屋市工業技術グランプリを受賞された方が経営強化支援資金（大口資金）を利用する場合は、融資利率（0.1%の引下げ）の優遇措置があります。
- ※3 賃上げ環境整備資金の取扱期間は令和9年2月26日保証承諾分までです。
（保証料補助にかかる予算額の上限に達した場合は、上記期間より前に終了する場合があります。）
経済対策特別資金（米国追加関税措置枠）の保証申込期限は令和9年3月31日です。
経営改善サポート資金、経営者保証非提供促進資金の保証申込期限は令和9年3月31日です。
- ※4 設備投資に付随する運転資金であって、その金額が全体の40%を超えない場合は、設備資金として取り扱うものとします。
- ※5 運転資金5年以内、設備資金7年以内（ただし、借換えに伴う場合は10年以内）
なお、②はコロナ融資（「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金」等）の借換えに限ります（借換えに伴う増額は可）。
- ※6 本資金は、保証料の上乗せ（0.25%または0.45%）による経営者保証不要を選択できる国の制度を利用しており、保証料の上乗せ分に対する国の補助（0.05%）が受けられます。
- ※7 ア 過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書等其他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類を金融機関の求めに応じて提出していること
イ 直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当金等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと（代表者には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む）
ウ 直近の決算において債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと
エ 上記ア及びイについては継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
オ 信用保証料率の引上げにより中小企業者が経営者保証を提供しないことを希望していること
- ※8 ア 資産超過であること
イ EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること
ウ 法人・個人の分離がなされていること
エ 返済緩和している借入金がないこと

- 新事業創出資金については、4ページをご覧ください。
- 環境保全・省エネルギー設備資金融資については、70ページをご覧ください。

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（金融担当） 電話:735-2100 FAX:735-2104

◆ (公財)名古屋市小規模事業金融公社取扱いの融資制度

(公財)名古屋市小規模事業金融公社から直接融資を受ける制度です。信用保証料は必要ありません。なお、融資の際には(公財)名古屋市小規模事業金融公社による金融上の審査があります。

	融資制度の種類	融資対象者	融資条件			
			融資限度額	資金使途	融資利率	融資期間
経営の活性化を図るための資金	経営活性化資金	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	2,000万円	設備・運転	年3.2%	3年以内
					年3.3%	5年以内
					年3.4%	7年以内
					年3.5%	10年以内
		従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること	1,000万円	設備・運転	年2.9%	3年以内
					年3.0%	5年以内
				設備	年3.1%	7年以内
					年3.2%	10年以内
ものづくり産業向けの設備導入資金	ものづくり産業向け設備導入資金	ものづくり産業(製造業等)に属する事業で、従業員数が100人(ものづくり産業に属するサービス業30人)以下であること	5,000万円	直接ものづくり産業の用に供する機械・設備	年3.2%	3年以内
					年3.3%	5年以内
					年3.4%	7年以内
					年3.5%	10年以内
		2,000万円対象設備購入額の1/2以内	直接ものづくり産業の用に供する新品の機械・設備	無利子	5年以内	
不動産等の担保を活用した事業資金	経営活性化資金(不動産等担保融資)	従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること	5,000万円	設備・運転	年2.2%又は2.7%	3年以内
					年2.3%又は2.8%	5年以内
					年2.4%又は2.9%	7年以内
					年2.5%又は3.0%	10年以内
					年2.7%又は3.2%	15年以内
		従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること	1,000万円	設備・運転	年1.9%又は2.4%	3年以内
					年2.0%又は2.5%	5年以内
					年2.1%又は2.6%	7年以内
				設備	年2.2%又は2.7%	10年以内

	融資制度の種類	融資対象者	融資条件			
			融資限度額	資金使途	融資利率	融資期間
日本政策金融公庫と連携した資金	成長応援資金	従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下で、日本政策金融公庫(国民生活事業部門)から借入ができること、または既に日本政策金融公庫(国民生活事業部門)からの借入(借入から3年以内のものに限る。ただし、当分の間、令和2年3月17日以降に新たな借入がある方も対象)があり、金融公社の伴走型支援を受けること	500万円 公庫からの借入の同額以内	設備・運転	年2.9%	3年以内
				設備・運転	年3.0%	5年以内
				設備・運転	年3.1%	7年以内
				設備	年3.2%	10年以内

※融資利率は令和8年4月1日時点のものです。

利率等は変更になる場合がありますので、申込時に関係機関へご確認ください。

※創業・事業展開支援資金については、5ページをご覧ください。

※商店街活性化促進資金については、76ページをご覧ください。

※不動産等担保融資の場合は、担保評価に応じた利率を適用します。

※名古屋市工業技術グランプリを受賞された方が経営活性化資金を利用する場合は、融資利率(0.1%の引下げ)の優遇措置があります。

【お問合せ先】

(公財)名古屋市小規模事業金融公社

電話:735-2123 FAX:735-0400

ホームページ:<https://nb-fun.jp/>



4. 名古屋市信用保証協会の信用保証制度

自らの力で企業の発展を図ろうとする中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける場合、その借入債務の保証人の役割を引き受けることにより、金融の円滑化を図ることを目的として、名古屋市信用保証協会が設立されています。

同協会が実施している信用保証の条件は、次のとおりです。

信用保証の条件

保証対象者	資金使途・保証金額	保証期間	保証人・担保	信用保証料率
市内で適法に事業を営んでいる会社、個人及び組合等（保証制度により営業経歴要件が必要なものがあります。）	<ul style="list-style-type: none"> ●資金使途 運転資金、設備資金 ●保証金額 個人及び会社等 2億8,000万円以内 組合 4億8,000万円以内 	原則として 運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	場合により連帯保証人が必要（ただし、代表者以外の連帯保証人は原則不要です。） 場合により担保が必要	下表のとおり

信用保証料率

一般保証（普通保証）	年 0.45～1.90% (原則経営状況に応じて9段階)
別枠保証 (セーフティネット保証)	年 0.67～0.80%

- ※ 上記以外に名古屋市融資制度保証、公害防止保証等の保証料率があります。
- ※ 会計参与を設置している会社の場合は、上記保証料率から0.1%を割引きます（一部保証制度を除きます。）。
- ※ 有担保割引が適用できる場合は、上記保証料率から0.1%を割引きます（一部保証制度を除きます。）。
- ※ 本市融資制度には一部、国または本市により保証料が補助される資金もあります。保証料率が上記と異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

〔事業者選択型経営者保証非提供制度〕

保証付き融資制度を利用する場合、国が定める要件（31ページ※7ア～オ）に全て該当することで、信用保証料を上乗せ（0.25%または0.45%）して経営者保証不要を選択することができます（法令や制度要件により経営者保証を不要とする場合等を除きます）。

【特別小口保険を利用した保証】

1. 対象資格

- (1) 従業員数……20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下。
 - (2) 営業実績……市内に一定の事業所があり、1年以上引き続き同一事業を営んでいること。
 - (3) 納税関係……保証申込日以前1年間において納期の到来した源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は市・県民税（所得割を含んでいること、ただし障害者、老年者又は寡婦の控除額を控除されたことにより所得割の税額がなくなった場合は均等割のみで可）の課税を受け、完納していること。
 - (4) 他の信用保険を利用した保証残高がないこと。
2. 保証金額……2,000万円以内（既保証残高を含みます。）
 3. 保証期間……10年以内（ただし、各融資制度に準ずる。）
 4. その他業種、資金使途等は一般保証と同じです。

【お問合せ先】

名古屋市信用保証協会 電話:212-3011
ホームページ:<https://www.cgc-nagoya.or.jp/>



5. 適正な計量の推進

適正な計量の実施を確保するため、計量法に基づき、取引・証明に使用するばかりの定期検査やその他の計量器（燃料油メーターなど）の立入検査などを随時実施しています。

また、正確な計量による取引を確保するため、スーパー、製造詰込事業所などに立ち入り、商品量目の検査・指導も実施しています。

【お問合せ先】

経済局産業労働部産業企画課（計量担当） 電話:972-2448 FAX:972-4136